

# 那覇市公報

号外第 7 1 4 号その 2

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

## 目 次

### ◇条 例◇

- 那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例  
(ちゃーがんじゅう課)…………… 1720
- 那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例  
(ちゃーがんじゅう課)…………… 1736
- 那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例  
(ちゃーがんじゅう課)…………… 1750
- 那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例  
(ちゃーがんじゅう課)…………… 1789

---

---

条 例

---

---

那覇市条例第46号

平成24年12月28日

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

## 第1章 総則(第1・2条)

## 第2章 基本方針(第3条)

## 第3章 設備及び運営に関する基準(第4条—第34条)

## 付則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

## (解釈及び運用)

第2条 この条例の規定は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の趣旨及び内容に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

## 第2章 基本方針

## (基本方針)

第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の

保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 第3章 設備及び運営に関する基準

#### （構造設備等の一般原則）

第4条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

#### （設備の専用）

第5条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

#### （職員の資格要件）

第6条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 第24条第1項の生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

#### （職員の専従）

第7条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

#### （運営規程）

第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

5 軽費老人ホームは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備)

第10条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所者に提供するサービスに関する計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第18条第3項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第32条第2項の苦情の内容等の記録

(5) 第34条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録

(設備の基準)

第11条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
- (1) 居室
  - (2) 談話室、娛樂室又は集会室
  - (3) 食堂
  - (4) 浴室
  - (5) 洗面所
  - (6) 便所
  - (7) 調理室
  - (8) 面談室
  - (9) 洗濯室又は洗濯場
  - (10) 宿直室
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室

- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル(エの設備を除いた有効面積は14.85平方メートル)以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とすること。
  - エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
  - オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- (3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 5 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。)により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 居室
- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル(エの設備を除いた有効面積は13.2平方メートル)以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とすること。
  - エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。
  - オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室
- ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
  - イ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。
- (2) 居室が2階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

(職員配置の基準)

第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1人
- (2) 生活相談員 入所者の数が120人又はその端数を増すごとに1人以上
- (3) 介護職員

ア 一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 年那覇市条例第 号)第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 年那覇市条例第 号)第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 年那覇市条例第 号)第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30人以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1人以上

イ 一般入所者の数が30人を超えて80人以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上

ウ 一般入所者の数が80人を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当数を加えて得た人数



- (4) 栄養士 1人以上
  - (5) 事務員 1人以上
  - (6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当な人数
- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
  - 3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
  - 4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
  - 5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
  - 6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。
  - 7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
  - 8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。
  - 9 第6項及び第8項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
  - 10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。
  - 11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この項において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。)の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者
- (2) 診療所 その他の従業者

13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(入所申込者等に対する説明等)

第13条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 軽費老人ホームは、第3項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第3項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（対象者）

第14条 軽費老人ホームの入所者は、次に規定する要件を満たす者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

（入退所）

第15条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、その者が軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる場合は、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第25項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第23項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第24項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第16条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料の受領）

第17条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

- (4) 居室に係る光熱水費
  - (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

（サービス提供の方針）

- 第18条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
- 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（食事）

- 第19条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（生活相談等）

- 第20条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるととも

に、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第21条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

（健康の保持）

第22条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

（施設長の責務）

第23条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の責務）

第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。)又は介護予防支援事業(同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 第32条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 第34条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

ための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該軽費老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該軽費老人ホームとの間で、入所者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第32条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族か



らの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第33条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡しなければならない。
  - 3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市条例第47号

平成24年12月28日

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

## （趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

## （基本方針）

第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## （構造設備の一般原則）

第3条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

## （設備の専用）

第4条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

## （職員の資格要件）

第5条 養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと

同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（運営規程）

第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第8条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

- 2 養護老人ホームは、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備）

第9条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その

完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 処遇計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 養護老人ホームは、20人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第11条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社

会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 宿直室
- (11) 職員室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 霊安室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号、第2号、第6号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
  - ア 地階に設けてはならないこと。
  - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
  - ウ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- (2) 静養室
  - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。

イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の配置の基準)

第12条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1人

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な人数

(3) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

## (4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 年那覇市条例第 号）第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 年那覇市条例第 号）第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上

(6) 栄養士 1人以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な人数

2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。

## (1) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

## (2) 支援員

ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。



イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

(3) 看護職員

ア 入所者の数が100人を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人以上とすること。

イ 入所者の数が100人を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。

- 3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 4 第1項、第2項、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。
- 8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1

項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1人を減じた数とすることができる。

- 9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。
- 11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
  - (1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
  - (2) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
  - (3) 診療所 事務員その他の従業者（居室の定員）

第13条 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。

（入退所）

第14条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

（処遇計画）

第15条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第16条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（食事）

第17条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（生活相談等）

第18条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第19条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（健康管理）

第20条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

（施設長の責務）

第21条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（生活相談員の責務）

第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第23条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第24条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医

薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第25条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めておかななければならない。

- 2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該養護老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第26条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第27条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録

しなければならない。

- 3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、前項の規定による改善を行った場合は、市長の求めに応じてその内容を市長に報告しなければならない。
- 5 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（地域との連携等）

第28条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（解釈及び運用）

第30条 この条例の規定は、養護老人ホームの設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の趣旨及び内容に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

| 一般入所者の数      | 支援員の数                                        |
|--------------|----------------------------------------------|
| 20人以下        | 4人                                           |
| 21人以上30人以下   | 5人                                           |
| 31人以上40人以下   | 6人                                           |
| 41人以上50人以下   | 7人                                           |
| 51人以上60人以下   | 8人                                           |
| 61人以上70人以下   | 10人                                          |
| 71人以上80人以下   | 11人                                          |
| 81人以上90人以下   | 12人                                          |
| 91人以上100人以下  | 14人                                          |
| 101人以上110人以下 | 14人                                          |
| 111人以上120人以下 | 16人                                          |
| 121人以上130人以下 | 18人                                          |
| 131人以上       | 18人に、入所者の数が131人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た人数 |

那覇市条例第48号

平成24年12月28日

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志



## 那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

## 第1章 総則(第1条・第2条)

## 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第3条―第32条)

## 第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準(第33条―第43条)

## 第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準(第44条―第49条)

## 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準(第50条―第53条)

## 付則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

## (解釈及び運用)

第2条 この条例の規定は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する国の通知等において示された基準の趣旨及び内容に照応するように、これを解釈し、運用するものとする。

## 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

## (基本方針)

第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日

常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第6条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養

護老人ホーム（第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（第41条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規定）

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

- （1） 施設の目的及び運営の方針
- （2） 職員の職種、数及び職務の内容
- （3） 入所定員
- （4） 入所者の処遇の内容及び費用の額
- （5） 施設の利用に当たっての留意事項
- （6） 非常災害対策
- （7） その他施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種別に応じた個別具体的な防災計画を立てなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりに努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備）

第10条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第11条 特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は消防署長と相談の上、第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第9条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての

特別養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報装置の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室(居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。)
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室

(15) 介護材料室

(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、4人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とするものが入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

- イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- (7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (8) 介護職員室
  - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
  - イ 必要な備品を備えること。
- (9) 食堂及び機能訓練室
  - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。  
ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
  - イ 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下、「居室、静養室等」という。)は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
  - (1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。
  - (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
  - (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
  - (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
  - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。  
ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長 1人
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な人数
- (3) 生活相談員 入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上
- (4) 介護職員又は看護師若しくは準看護師（以下「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- （ア） 入所者の数が30人を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1人以上
- （イ） 入所者の数が30人を超えて50人を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2人以上
- （ウ） 入所者の数が50人を超えて130人を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人以上
- （エ） 入所者の数が130人を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3人に、入所者の数が130人を超えて50人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た人数以上

- (5) 栄養士 1人以上
- (6) 機能訓練指導員 1人以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適



## 当な人数

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

## （サービス提供困難時の対応）

第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

## （入退所）

第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、

生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。  
（入所者の処遇に関する計画）

第15条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。  
（処遇の方針）

第16条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、その行う処遇の質について、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（介護）

第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第18条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮し

た食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談及び援助）

第19条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第20条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

- 4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第21条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第22条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第23条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

（施設長の責務）

第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

（2） 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3） 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の

発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第28条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院(当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。)を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第29条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第30条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは前項の規定による改善を行った場合は、市長の求めに応じて、その内容を市長に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第31条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- （1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - （2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
  - （3） 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（この章の趣旨）

第33条 前章（第12条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したも

のとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（運営規程）

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

（設備の基準）

第36条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は消防署長と相談の上、第43条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第43条において準用する第9条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。



ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号(第1号を除く。)に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

## (1) ユニット

## ア 居室

- (ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、市長が入居者へのサービスの提供上必要と認める場合は、2人とすることができる。
- (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ウ) 地階に設けてはならないこと。
- (エ) 一の居室の面積等は、次のいずれかを満たすこと。
  - a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
  - b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (カ) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

## イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 地階に設けてはならないこと。
- (ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。

## ウ 洗面設備

（ア） 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

## エ 便所

（ア） 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

（2） 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

## （3） 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

（4） 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

（1） ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

（2） 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

（3） ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

（1） 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以

上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)として差し支えない。

- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(サービスの取扱方針)

第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、その提供するサービスの質について、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（介護）

第38条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことを持つて入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡<sup>じよくそう</sup>が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好<sup>し</sup>に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（勤務体制の確保等）

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

（1） 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

（2） 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

（3） ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供

に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条まで」と読み替えるものとする。

#### 第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（この章の趣旨）

第44条 前2章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

（設備の基準）

第45条 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は消防署長と相談の上、第49条において準用する第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第49条において準用する第9条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面設備



- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、4人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。

ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

(1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上

- 有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。
- (2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。  
ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（職員の配置の基準）

第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- (1) 施設長 1人
- (2) 医師 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために必要な人数
- (3) 生活指導員 1人以上
- (4) 介護職員又は看護職員
- ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
- イ 看護職員の数は、1人以上とすること。

- (5) 栄養士 1人以上
  - (6) 機能訓練指導員 1人以上
  - (7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当な人数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項、第6項及び第8項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入居者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。
- 7 第1項4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。
- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
  - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
  - (3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)
  - (4) 診療所 事務員その他の従業者
- 10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職

務に従事することができる。

- 11 地域密着型特別養護老人ホームに那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第 号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

- 14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する居宅介護予防事業所(以下「居宅介護予防事業所等」という。))が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該居宅介護予防事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該居宅介護予防事業所等の職務に従事することができる。

(介護)

第47条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、<sup>じよくそう</sup>褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホーム

ムが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（準用）

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条」と読み替えるものとする。

#### 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（この章の趣旨）

第50条 前3章（第46条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）

の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備の基準）

第51条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は消防署長と相談の上、第53条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第53条において準用する第9条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なもの



であること。

- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号(第1号を除く。)に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、市長が入居者へのサービスの提供上必要と認める場合は、2人とする。ことができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(カ) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

#### イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

#### ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

#### エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室

- ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- 5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- (1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。
  - (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
  - (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。
  - (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - (3) 廊下及び階段には手すりを設けること。
  - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
  - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。
- (介護)

第52条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことを持って入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、<sup>じょくそう</sup>褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（準用）

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5

項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームに係る設備及び運営に関する基準については、なお従前の例による。ただし、非常災害対策、記録の整備、処遇の方針及び苦情処理については、この条例の定めるところによる。
- 3 一般病床、精神病床（健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び付則第5項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
- (1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- (2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

**那覇市条例第49号**

平成24年12月28日

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

## （趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項第1号、第78条の2第4項第1号、第115条の2第2項第1号及び第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

## （指定居宅サービス事業の申請者の資格）

第2条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

## （指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）

第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

## （指定介護予防サービス事業の申請者の資格）

第4条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

## 付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。